

周南市公共船客待合所施設分類別計画



平成 31（2019）年 1 月

（令和 5（2023）年 3 月改訂）

周 南 市

目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	1
第 4 章 施設の現状.....	2
第 5 章 今後の施設の方向性.....	3
第 6 章 計画期間.....	3
参考資料.....	4

第1章 本計画の目的

周南市公共船客待合所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の公共船客待合所について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

「公共船客待合所」は昭和47年（1972年）に、徳山下松港に出入港する船舶の船員送迎や大津島住民及び大津島への訪問者の利用を見込んで、県が1/4、市が1/4、徳山通船株式会社が1/2の費用を負担して設置したもので、河川港湾課が所管します。

第3章 対象施設の一覧

計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

No	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	その他	公共船客待合所	徳山港町6番44号	徳山小校区	広域

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状と課題

「公共船客待合所」の整備当時は、大津島往来のための常時の交通サービス機能と大津島住民の病気等の緊急時の対応機能がありましたが、大津島に定期船が就航したことにより、離島の交通サービスとしての役割は減りました。しかし、依然、大津島住民の病気等の緊急時にも対応出来るよう1年中24時間体制を維持しています。

また、徳山下松港に入港する船員の送迎、及び船舶内で活動する就労者の送迎は継続しており、今後についても、徳山下松港が、全国に18箇所ある国際拠点港湾に指定され、ベースロード電源としての石炭及びバイオマス燃料の西日本における輸入供給拠点であることから、今後も一定の利用が見込まれます。

図表3 施設の利用者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	11,242	10,422	10,782	9,603	13,529

(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	公共船客待合所	135.71	135.71	1972	RC /50年	経過	無・不明	67.00	一部対応					2~5m	0.3~1m

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

施設は鉄筋コンクリート2階建てで、1階は公共船客待合所、2階は徳山通船株式会社の事務所となっており、建物については、経年劣化は見られますが、現在のところ使用に特段の支障はありません。ただし、施設の耐震性については未診断です。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

この結果、今回の一次評価では「継続利用（現状維持）」の結果となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2 図表7】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

第4章の「施設の現状」において示したように、西日本における石炭及びバイオマス燃料の輸入供給拠点として大型船を用いた共同輸送事業を行う徳山下松港では、船舶の船員及び船舶内労働者の一定の送迎需要が見込まれます。また、急病人搬送等の通船利用は継続されます。

このことから「公共船客待合所」については、当面継続して利用することとします。

また、今後の施設の方向性については、その時々状況を勘案し、周南港湾管理事務所、徳山通船株式会社、本市で協議を進めます。

図表5 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	公共船客待合所	50	RC /50年	経過	無・不明	67	一部対応	高・津	継続利用(現状維持)	継続利用					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は令和9年度（2027年度）までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 6 建物の現状一覧（詳細）

[illegible]

* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料 2（第 5 章関係）】 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方角性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

		第1ステップ		第2ステップ	
視点	適正化の意味・視点	サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ 存在する ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い			
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒	◇ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒	◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	◇ 転用 ◇ 地域移譲
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 同種、類似の市施設が存在		統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるのか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

これらの検討により、導き出した施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

図表 7 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化												
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある						(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを 提供する公共施設がある				(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している						(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている						
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②		評価結果	有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②		評価結果		
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		補助金などの 代替施策で 対応できる ものか。	今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなって いるか。		サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間施 設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設
1	公共船客待合所	可能性がある	関与する必要性はさ ほど高くない	義務付けられていな い	存在しない				存在しない	対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即し ている	50	広域		その他	横ばいの見込み	存在しない			

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化										(4) 事業手法の適正化						検討結果一覧表														一次評価結果				
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる など)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A ： 統 廃 合	B ： 複 合 化 （ 集 約 化 ）	C ： 複 合 化 （ 共 用 化 ）	D ： 多 目 的 的 化	E ： 継 続 利 用 （ 現 状 維 持 ）	F ： 継 続 利 用 （ 規 模 縮 小 ）	G ： 共 同 利 用	H ： 廃 止	I ： 転 用		J ： 民 間 譲 渡	K ： 地 域 移 譲	民 活 の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し
		サービス集約の メリット （メリットあり or 空欄）	建築 経過 年数 （R4.4.1時 点）	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを 提供している 施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等を 入力	建築 経過 年数 （R4.4.1時 点）	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床 面積 （㎡）	建築 経過 年数 （R4.4.1時 点）	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果																	
									前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。				延床 面積 （㎡）	建築 経過 年数 （R4.4.1時 点）	評価結果		施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。		前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答														
1	公共船客待合所		50				50			その他	横ばいの見込み	135.71	50			期待できる	非該当	非該当			非該当				○										「継続利用（現状維持）」	

周南市公共船客待合所施設分類別計画

平成 31（2019）年 1 月

（令和 5（2023）年 3 月改訂）

建設部 河川港湾課

〒745-8655 周南市岐山通 1－1

電 話 0834-22-8561

F A X 0834-22-8393

電子メール kasenkowan@city.shunan.lg.jp